

## 日常生活用具種目一覧

### 1. 身体障がい

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
視覚障がい ①	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい 1級・2級	学齢児以上	12,000	10年	
	音声式体温計	視覚障がい 1級・2級	学齢児以上	9,000	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	音声式体重計	視覚障がい 1級・2級	18歳以上	18,000	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	音声式血圧計	視覚障がい 1級・2級	18歳以上	9,500	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	情報・通信支援用具②	視覚障がい 1級・2級	学齢児以上	100,000	6年	アプリケーションソフトを使用しなければパーソナルコンピューターの使用が困難な者
	点字ディスプレイ	視覚障がい 1級・2級	学齢児以上	383,500	6年	
	点字器②	視覚障がい 児・者	学齢児以上	10,700	7年	
	点字タイプライター	視覚障がい 1級・2級		63,100	5年	就学、就労、又は就労が見込まれる者
	ポータブルレコーダー②	視覚障がい	学齢児以上	85,000	6年	

	(録音再生機)	1級・2級		48,000		
	ポータブルレコーダー④ (再生専用機)					
	活字文書読上げ装置	視覚障がい 1級・2級	学齢児以上	99,800	6年	音声ICタグレコーダーを含む
	拡大読書器	視覚障がい 児・者	学齢児以上	198,000	8年	
	時計 (どちらか一つ)	触読式時計	視覚障がい 1級・2級	15歳以上	12,150	5年
音声式時計		13,300				

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額(円)	耐用年数	備考
② 視覚障がい	ワンセグラジオ	視覚障がい 1級・2級	18歳以上	29,000	5年	視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯
聴覚・平衡機能障がい	頭部保護帽A④ (スポンジ・革・プラスチック)	平衡機能障がい	—	A 37,852	3年	
	頭部保護帽B④ (スポンジ・革)	平衡機能障がい		B 15,656		
	T字状・棒状の杖④	平衡機能障がい	学齢児以上	3,150	3年	杖の使用により歩行機能が補完される者
	移動・移乗支援用具	平衡機能障がい	3歳以上	60,000	8年	家庭内の移動において介助を要する者
	屋内信号装置	聴覚障がい 2級	18歳以上	87,400	10年	聴覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者

	通信装置	聴覚障がい 児・者	学 齢 児 以 上	30,000	5 年	コミュニケーション、緊 急等の手段として必要と 認められる者
	情報受信装置	聴覚障がい 児・者		88,900	6 年	本装置によりテレビ視聴 が可能になる者 テレビは給付対象外
	人工内耳専用電 池	聴覚障がい 人工内耳装 用	1 8 歳 以 上	30,000	1 年	
上 肢 障 が い	特殊便器⑩	上肢障がい 1 級・2 級	学 齢 児 以 上	151,200	8 年	
	情報・通信支援 用具	上肢障がい 1 級・2 級	学 齢 児 以 上	100,000	6 年	入力サポート機器を使用 しなければパーソナルコ ンピューター等の使用が 困難な者
音 声 ・ 言 語 機 能 障 が い	携帯用会話補 助装置	音声・言語機 能 障がい児・者	学 齢 児 以 上	98,800	5 年	
	通信装置	音声・言語機 能 障がい児・者	学 齢 児 以 上	30,000	5 年	発声・発語に著しい障が いを有し、コミュニケー ション、緊急連絡等の手 段として必要と認められ る者
	人工喉頭④	音声・言語機 能 障がい児・者	—	72,200	5 年	喉頭を摘出した者

障 が い 種 別	種 目	対 象 者	年 齢	基 準 額 (円)	耐 用 年 数	備 考
下 肢 又 は 体 幹 機 能 障 が い	介護ベッド⑩	下 肢 又 は 体 幹 1 級・2 級	学 齢 児 以 上	160,000	8 年	
	特殊マット⑩	下 肢 又 は 体 幹 1 級・2 級	3 歳 以 上	90,000	5 年	
	入浴担架 (移動用リフトのスリ ングシート⑩を含む)	下 肢 又 は 体 幹 1 級・2 級	3 歳 以 上	82,400	5 年	入浴に介助を要す る者

体位変換器⑩	下肢又は 体幹 1級・2級	学齡児 以上	25,000	5年	下着交換等に家族 等の介助を要する 者
移動用リフト⑪	下肢又は 体幹 1級・2級	3歳 以上	250,000	10年	
移動用リフト⑪ (モーター交換)			150,000	5年	上記、移動用リフ トを支給された者
入浴補助用具⑫	下肢又は 体幹 障がい 児・者	3歳 以上	60,000	5年	入浴に介助を要す る者
シャワーキャリー⑬	下肢又は 体幹 障がい 児・者	3歳 以上	90,000	6年	入浴に介助を要す る者
便器⑭	下肢又は 体幹 1級・2級	学齡児 以上	4,450	8年	
手すり付便器⑮	下肢又は 体幹 1級・2級	学齡児 以上	20,000	8年	
頭部保護帽A⑯ (スポンジ・革・プラスチ ック)	下肢又は 体幹 障がい 児・者	—	A37,852	3年	
頭部保護帽B⑯ (スポンジ・革)			B15,656		
T字状・棒状の杖⑰	下肢又は 体幹 障がい 児・者	学齡児 以上	3,150	3年	杖の使用により歩 行機能が補完され る者
移動・移乗支援用具⑱	下肢又は 体幹 障がい 児・者	3歳 以上	60,000	8年	家庭内の移動にお いて介助を要する 者
携帯用会話補助装置	下肢又は 体幹 障がい 児・者	学齡児 以上	98,800	5年	発声・言語に著し い障がい有する 者
収尿器(男性用)⑲	下肢又は 体幹	—	7,900	1年	排尿障がい(特に 失禁のある場合)

	収尿器（女性用）㊸	障がい 児・者		8,800	1年	により収尿器を必要とする者 主に、脊髄損傷等
--	-----------	------------	--	-------	----	---------------------------

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
内部障がい	透析加温器	じん臓機能障がい 1級・3級	3歳以上	51,500	5年	
	ネブライザー	①呼吸器機能障がい1級・3級	—	36,000	5年	呼吸器機能障がいに係る手帳所持者以外は、所定の様式の意見書の提出が必要
	電気式たん吸引器		—	56,400	5年	
	パルスオキシメーター	②①と同程度の身体障がい者等で必要と認められる者	—	50,000 (小児慢性特定疾病対象者 157,500)	5年	
	ストーマ装具㊸ (消化器系)	直腸機能障がい児・者	—	9,800 (月額)	—	
	ストーマ装具㊸ (尿路系)	ぼうこう機能障がい児・者	—	12,800 (月額)	—	人工膀胱を造設した者

## 2. 身体障がい共通

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
身体障がい共通	酸素ポンプ運搬車	身体障がい児・者	—	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	外部バッテリー もしくは 自家発電機	在宅で人工呼吸器、ネブライザー、又は電気式たん吸引器、補助人	—	100,000	5年	所定の様式による医師意見書の提出が必要

		工心臓等生命維持に必要な機器を使用している身体障がい児・者				
	紙おむつ等	身体障がい児・者	3歳以上	12,600 (月額)	—	所定の様式による医師意見書の提出が必要 次頁の別表に定める者

(別表)

<p>3歳以上で紙おむつ等の用具類を必要とするものであって、次のいずれかに該当する身体障がい者等</p> <p>(1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない児・者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がい(二分脊椎など)による高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者</p> <p>(2) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者</p> <p>(3) 脳性麻痺等の<u>脳原性運動機能障がい</u>※などにより、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者</p> <p>※ 脳原性運動機能障がいとは、乳幼児期（概ね3歳未満）に発現した非進行性脳病変で脳性麻痺、脳炎、無酸素脳症などによる障がいのこと。ダウン症、筋ジストロフィー症等及び乳幼児期以降に発症した疾病等に起因する頭部外傷、脳血管障がいなどによるものは対象外。</p>
---

3. 知的障がい

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額(円)	耐用年数	備考
知的障がい	頭部保護帽A④ (スポンジ・革・プラスチック)	療育手帳 A	—	A 37,852	3年	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	頭部保護帽B④ (スポンジ・革)			B 15,656		
	特殊便器④	療育手帳 A	学 齢 児 以 上	151,200	8年	訓練を行っても、自ら排便後の処理が困難な者

4. 精神障がい

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
精神障がい	頭部保護帽A㊦ (スポンジ・革・プラスチック)	精神障がい者 保健福祉手帳 1級	—	A37,852	3年	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	頭部保護帽B㊦ (スポンジ・革)			B15,656		

5. 難病患者等（医師意見書の提出が必要です。）

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
難病患者等①	介護用ベッド㊦	難病患者等	学 児 以 上	160,000	8年	下肢又は体幹機能障がいのある者
	特殊マット㊦	難病患者等	3歳 以上	90,000	5年	寝たきりの状態にある者
障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
難病患者等②	体位変換器㊦	難病患者等	学 児 以 上	25,000	5年	寝たきりの状態にある者
	移動用リフト㊦	難病患者等	3歳 以上	250,000	10年	下肢又は体幹機能障がいのある者
	移動用リフト㊦ (モーター交換)			150,000	5年	上記、移動用リフトを支給された者
	入浴担架 (移動用リフトのスリングシート㊦を含む)	難病患者等	3歳 以上	82,400	5年	下肢又は体幹機能障がいがあり、入浴に介助を要する者
	入浴補助用具㊦	難病患者等	3歳 以上	60,000	5年	入浴に介助を要する者
	便器㊦	難病患者等	学 児 以 上	4,450	8年	常時介護を要する児・者

	手すり付便器①	難病患者等	学 齡 児 以 上	20,000	8年	
	特殊便器①	難病患者等	学 齡 児 以 上	151,200	8年	上肢機能に障がいのある者
	移動・移乗支援用具①	難病患者等	3歳以上	60,000	8年	下肢に障がいのある者
	ネブライザー	難病患者等	—	36,000	5年	呼吸器機能に障がいのある者
	電気式たん吸引器		—	56,400	5年	
	パルスオキシメーター		—	50,000 (小児慢性 特定疾病対 象者 157,500)	5年	
	外部バッテリー もしくは 自家発電機	在宅で人工呼吸器、ネブライザー、又は電気式たん吸引器、補助人工心臓等生命維持に必要な機器を使用している身体障がい児・者	—	100,000	5年	所定の様式による医師意見書の提出が必要
	ストーマ装具② (消化器系)	難病患者等	—	9,800 (月額)	—	人工肛門を造設した者
	ストーマ装具② (尿路系)	難病患者等	—	12,800 (月額)	—	人工膀胱を造設した者
難病患者等③	紙おむつ等	難病患者等	3歳以上	12,600 (月額)	—	神経・筋疾患、消化器系疾患、代謝系疾患等の難病が原因で、排尿排便障がいがある者

## 6. 共通

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
共通	自動消火器	①身体障がい者 手帳1級・2級 ②療育手帳A ③精神障がい者 保健福祉手帳1級 火災発生の感知 及び避難が著しく 困難な難病患者 者等	—	28,700	8年	障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯

## 7. 住宅改修費⑩

助成を希望される場合は、事前に高槻市障がい福祉課までご相談ください。  
すでに施工された改修工事に対する助成は出来ません。

種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
居宅生活補助用具	①下肢・体幹機能1級、2級または3級の身体障がい児・者 ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能に限る）に係る障がい程度が1級、2級または3級の身体障がい児・者 ③難病等対象者でその疾患が起因となり下肢、または体幹に障がいのある者。	学 齢 児 以 上	200,000 (原則1回限り。ただし、基準額に達するまでは複数回利用可)	—	特殊便器への取替えについては、上肢に係る障がいの程度が1級または2級の身体障がい児・者